

# 労務 ROAD

## 令和4年1月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、現在決定・延長されている、令和4年1月～3月の具体的な助成内容をご案内します。

### 雇用調整助成金等

(括弧下記の助成率は解雇等を行わない場合) ※2

		令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	地域特例	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	業況特例※1	15,000円	15,000円	15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	地域特例	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	業況特例※1	15,000円	15,000円	15,000円

※1 令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。

※2 【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

### 休業支援金等

		令和3年 5月～12月	令和4年 1～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
大企業	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円

【厚生労働省より】

## 賞与支払い時の注意点について

早いもので今年もあと3週間を切りました。12月は賞与の支払いをされる会社も多いと思いますので、賞与支払い時の注意点をまとめてみました。

### ●賞与から控除するもの

- ①雇用保険料 (総支給額×保険料率)
- ②社会保険料 (支給総額の1,000円未満を切り捨てた額×保険料率を控除します。)

※12月で40歳になる方は12月賞与からも介護保険料を控除します。

- ③所得税 (賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表) を基に計算します。)

### ●賞与支払届の提出

原則支払日から5日以内に、年金事務所に『賞与支払届』を提出します。

★賞与不支給の場合でも日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、賞与不支給報告書をご提出ください。

ご不明点については弊所担当へご相談ください。

【厚生労働省より】

VOL.778

(2112-2)



〒541-0056

大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 LUCID SQUARE  
SEMBA 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集: 木下・姚・茅原・田村

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで!

最近の私の習慣は、毎朝の通勤途中の電車の中でYouTubeの本の解説動画を聞く事です。これは、部長の村橋から文字を読むのだけではなく聞いて学ぶ事もいいとアドバイスを受けて実践してみました。あまり実感はありませんが"継続は力"。続けてみようと思います。(米山)

12月 労務スケジュール

- ・年末調整
- ・賞与支払届の提出 (賞与支払日から5日以内)